

生活援助中心型訪問介護の訪問回数が多い居宅サービス計画の届出について

平成30年10月1日から、介護支援専門員が「厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護」を居宅サービス計画に位置づける場合には、当該居宅サービス計画を区市町村に届け出る必要があります。

本区では「生活援助中心型訪問介護の訪問回数が多い居宅サービス計画」の届出書類等について、下記のとおり定めましたので、ご提出のほどよろしく申し上げます。

記

1 根拠となる規定

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の2

2 届出の対象となる計画

(1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の1 訪問介護費の注3に規定する生活援助が中心の指定訪問介護が、下表の回数以上に位置づけられている居宅サービス計画で、かつ平成30年10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画

(2) 厚生労働大臣が定める回数（厚生労働省告示第218号）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

※1か月当たりの回数

3 提出方法

(1) 提出物

- ①アセスメントシートの写し(基本情報含む)
- ②居宅サービス計画表の写し第1表から第3表、第6表サービス利用票、第7表サービス利用票別表
- ③一定回数以上の訪問介護（生活援助）を必要とする理由書

(2) 提出方法

郵送又は持参によるもの

(3) 提出先

〒104-8404

中央区築地1-1-1

中央区福祉保健部介護保険課指導担当

※提出先が変更になりました。

【問合せ先】

中央区福祉保健部介護保険課指導担当

電話：3546-5749（直通）